# いじめ防止基本計画

## １ いじめ防止基本方針＜高浜小学校＞

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的な理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる学校づくりを進めることを目的とする。

### １　いじめの防止等の対策に関する基本理念

（１）本校は、児童が安心して生活し、学ぶことができる教育内容・環境を整え、一人一人の尊厳を重んじ相互に尊重しあう学校の実現のため、主体的にいじめ問題根絶に取り組む。

（２）本校は、いじめが人間としての尊厳を踏みにじり基本的人権を侵害する行為であり、いじめは人間として絶対に許されないとの強い意志を持って行動できる児童の育成に努める。

### ２　いじめの定義と判断

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

児童間のけんかやふざけ合いにおいて、見えないところで被害が発生している場合もあることが考えられる。背景にある事情の調査を行うとともに、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### ３　いじめの防止等のための具体的取組

**（１）『自ら学び、考えを表現できる子　礼儀正しく、思いやりのある子　心身ともにたくましく、最後までやり抜く子　ふるさと「高浜」を愛し、誇れる子』（めざす児童像）を育てる教育**

（教育諸計画やスクールプランにおける位置づけ）

**〇人権教育の推進**

各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して人権意識を高揚し、自分やまわりの人を尊重することができる児童を育てる。

**〇道徳教育の推進**

「どうとく」や福井県版心のノート、「ゆうじょう」（高同研人権教育資料）を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、他人に対して思いやりの心を持ち、相手の立場を考えて支え合い励まし合うことができる児童を育てる。

**〇学級づくり・仲間づくりの充実**

安心して過ごせる学校・教室の中で、一人一人違った個性・人格をもった子どもたちを丁寧につないでいく取組の充実を図る。

**〇体験活動の推進**

人権や福祉等の体験的な学習活動を通して、様々な人権問題の解決に向けて積極的に行動する児童を育てる。

### （２）学校評価

**〇いじめの防止等に関する取り組みを評価項目に位置付け**

【教職員】いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。

【保護者】学校は、アンケートや面談を定期的に実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

【児童】　アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えるように心がけている。

### （３）いじめの未然防止

**〇一人一人が生き生きと参加する授業の実践**

学級児童全員が生き生きと参加できる授業を実践するための授業改善に努め、日々、わかる授業、学び合う授業、楽しい授業を行い、すべての児童の自己肯定感・自己有用感を高める。

**〇いじめを起こさない学校づくり**

縦割り班活動等を通して、集団に対する所属感を高め、児童が主体となって互いに認め合い励まし合う学校づくり・集団づくりを行う。

**〇いじめを許さない学級づくり・仲間づくり**

日頃より、学級内の問題を子ども達自身にとらえさせ、具体的な解決策を支援する学級づくり・仲間づくりを行い、児童が安心して過ごせる心の居場所づくりを進める。

**〇意識調査を活用した学級づくりの推進**

各学期に児童・保護者・教員対象にアンケートを行い、学校や学級の状況を把握し、ＰＤＣＡサイクルを活用しての取組の改善を図る。

**〇インターネットや携帯電話等の利用に関する指導**

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての外部講師(警察などの専門機関)を招聘した親子参加の講演会を行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行う。

また、児童に情報モラルを身につけさせるための指導の充実を図るとともに、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するためのネットパトロールを実施する。

### （４）いじめの早期発見

**〇積極的ないじめの認知**

朝の健康観察をはじめ毎日の学校生活全体を通して、児童一人一人の表情やしぐさをきめ細かく観察し適切な指導・支援を行うとともに、わずかの変化に対してもいじめの兆候ではないかとの可能性を視野に、的確にいじめを認知するよう努める。

**〇自己チェック等の活用**

帰りの会などにおいて、児童が毎日の生活を振り返って自己チェック等を行い、それを学級担任が確認することにより、いじめ等の兆候を見逃さず問題の早期発見に努める。また、定期的に(月１回)いじめアンケート(実態調査)を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。

**〇保護者に対するいじめ調査の実施**

家庭訪問や電話連絡などを通して、日頃から保護者との情報交換を密にし、アンテナをはるようにする。また、保護者を対象に毎学期、いじめアンケートを実施し、発見に努める。

**〇教育相談体制の充実**

悩み相談シート等を活用しながら、学級担任による定期的な(学期に 1 回)個別面談を行うことにより、生活や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、児童本人への適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

**〇地域との連携**

地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

**（５）いじめの事案対処**

**〇情報収集**

いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、とくに暴力を伴う場合には複数の教員等で対応する。

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め、その話を傾聴する。

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童に聞き取りをして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、聞き取りの場所や時間等に配慮し、得られた情報を記録に残す。〈いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように〉

複数の児童が関係している場合は、複数の教員で共通理解を図ったうえで、聞き取りを行う。

**〇「いじめ対応サポート班」による対応**

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポート班」による立案、対応により、被害児童を守り通す。

**〇被害・加害児童への対応**

いじめを受けた児童や報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、加害児童に対しては事実確認をした上で、教育的配慮にもとづき毅然とした態度で適切な指導を行う。

**〇周囲でいじめを認知していた児童に対して**

学級会等での話し合いを通し、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。

はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりしていることがいじめを助長する行為であることを自覚させるように指導する。

いじめを見たときに、自分の問題として捉えさせ、勇気をもっていじめを止めたり、誰かに知らせたりできるように指導する。

**〇外部人材の活用と関係機関との連携**

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、町教育委員会、町住民福祉課、町保健課、警察や児童相談所、地方法務局、医療

機関等の関係機関と連携を取りながら早期k解決に向けた最善の方法を講じる。

**〇事後の対応**

いじめが一応の解決を迎えた後も継続的に注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。

### （６）いじめの解消

〇いじめの解消については、少なくとも次の２点を満たしているかを確認するとともに、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

・いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（３か月を目安）を経過している。

・被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認が取れている。

### （７）いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対応を行う。

**〇重大事態が発生した旨を高浜町教育委員会に速やかに報告する。**

**〇学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、高浜町教育委員会への報告を速やかに行う。**

**〇町教育委員会が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。**

## ４　いじめの防止等のための組織

### （１）いじめ対策委員会

いじめの未然防止等に関して指導の方策を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置し、定期的に開催する。

（構成員）　校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭
教育相談担当、人権教育主任、道徳教育推進教師

（活動）　・いじめ問題対応の年間計画の作成
・いじめの現状把握と指導方針・対策の決定
・学校におけるいじめ問題への取組の点検

### （２）いじめ対応サポート班

いじめを認めた時または可能性が認められた時、生徒指導主事が中核となり、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行う。

（構成員）　生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、当該児童の担任

（活動）　・当該いじめ事案の対応方針の決定
・当該いじめ事案の対応の経過の確認および対応方針の修正

### （３）組織図

別紙参照

## ５　いじめ対策の年間行動計画

別紙参照